

---

# 川崎駅周辺地区における 荷さばきルール

～マナー向上からはじめる魅力あるまちづくり～



川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会

---

## 目次

1. はじめに	1
2. 荷さばきルールと解説	5
3. 優良事業者の表彰等について	14
4. 附則	15
5. 付録	15

## 1. はじめに

### （趣旨）

川崎市の中心部である川崎駅周辺地区においては、『誰もが楽しく安心して安全に歩ける街』の実現を目指し、川崎駅周辺の魅力を高めるために、無秩序な荷さばきを抑制して円滑な道路交通の実現を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保することが求められています。

そのため、川崎市では商業者・貨物運送事業者・駐車場事業者・行政等で構成する「川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会」を設置し、川崎駅周辺地区の魅力を高めるために、無秩序な路上荷さばきを抑制し、「安全安心な歩行空間の確保」「幹線道路における円滑な交通環境の確保」を目標として荷さばき対策を検討しています。

その一環として、『川崎駅周辺地区商店街協定』やその他の交通政策、まちづくり計画等を踏まえながら、地域の自主的なルールとして『川崎駅周辺地区における荷さばきルール』を作成しました。なお、本ルールは『川崎駅周辺地区荷さばき対策基本計画』に位置づけられるものです。

川崎駅周辺地区において、誰もが楽しく安心して安全に歩ける街を実現していくためには、様々な関係者が連携していくことが重要となるため、地域の皆様のご協力をお願いします。

### （適用する範囲）

このルールの適用範囲は、JR川崎駅・京急川崎駅直近及び違法駐車重点地区を含む右図（図1）のエリアを対象とします。

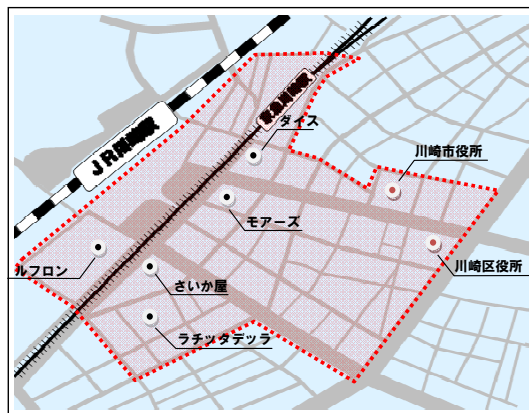


図1 適用範囲

本ルールは、川崎駅周辺地区で守るべき荷さばきに関する最低限の行為を定めたものですが、今後荷さばき対策等を推進していく過程で、関係者間の合意形成を図りながら適宜見直しを行います。まずはマナーとしての項目を定め、徐々に実効性の高いルールへと発展させていきます。

## 用語の定義

この荷さばきルールにおける用語は以下のとおりです。

### ①川崎駅周辺地区荷さばき検討協議会

川崎駅周辺地区における無秩序な荷さばきを抑制し、円滑な道路交通の実現や安全で快適な歩行者空間の確保等を目指し、都市内物流対策及び物流の効率化に資する対策の実施に必要な事項を協議・決定するために、川崎市が平成24年3月に設置しました。

学識経験者、商業者、貨物運送事業者、駐車場事業者等の物流関係者及び警察・行政職員等で構成し、地域の実情に即した荷さばき対策のあり方等を検討しています。

### ②荷さばき

本ルールでは、貨物車や乗用車の車両種別を問わず、荷物の運搬、積み替え・積み卸し、検品、伝票整理等、荷物の運搬に係ること活動全般を『荷さばき』と表記します。

### ③貨物車等

本ルールでは、貨物車（緑ナンバーのトラック等）だけでなく、乗用車（白ナンバーのバンやワンボックス等）であっても、荷さばきを行う全ての車両を対象とし、それら対象車両を本ルール内では『貨物車等』と表記します。

#### 【営業用】

[自動車(貨物車・乗用車)]



[軽自動車(貨物車・乗用車)]



#### 【自家用】

[自動車(貨物車・乗用車)]



[軽自動車(貨物車・乗用車)]



#### 【貨物車の大きさ等】

- ※参考1：過去のアンケート調査や実態調査等によると、  
2t：幅 2.0m×全長 5.6m×高さ 2.9m 以上  
4t：幅 2.1m×全長 6.1m×高さ 3.2m 以上  
であり、貨物車を受け入れるためには、幅 2.2m、奥行 6.5m、車高 3.5m 必要となる。
- ※参考2：川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（荷さばき附置）では、  
幅 3.0m×奥行 7.7m×高さ 3.0m 以上（後ろ開き車両用）  
幅 4.0m×奥行 6.0m×高さ 3.0m 以上（横開き車両用）  
と定めている。

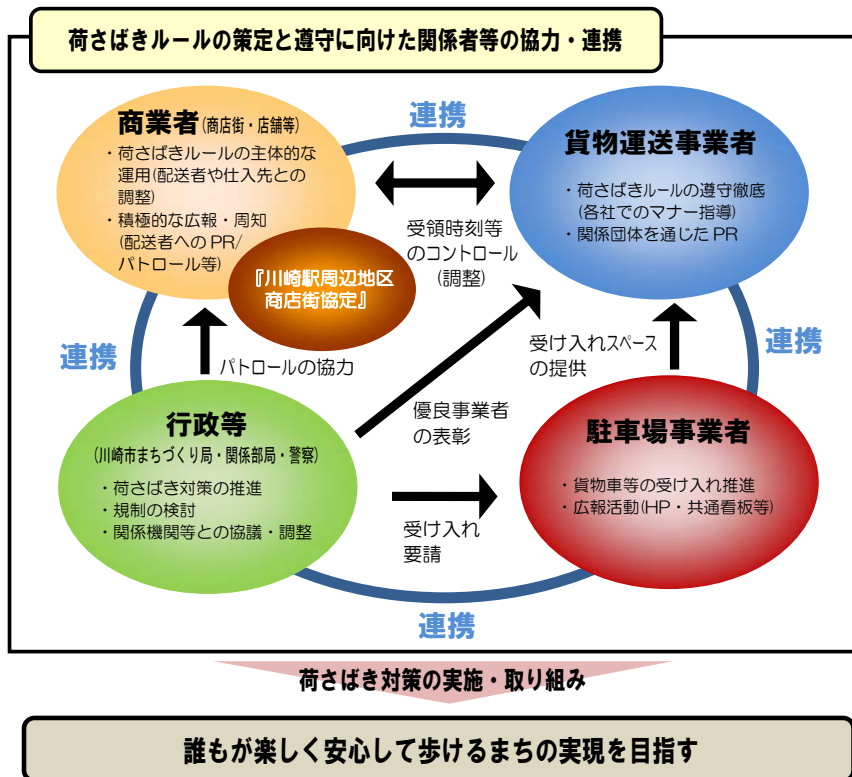
## 関係者間の連携・協力について

本ルールは、当該地域の物流関係者の相互理解と協力のもとで運用していく「**川崎駅周辺地区の自主的なルール**」です。

関係者の共通認識のもと、荷さばき対策の立案、協議、検討を行い、それぞれの役割にに応じて、川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会等において決定した荷さばき対策等に取組んでいきます。

また、荷さばきに関しては、『川崎駅周辺地区商店街協定』において荷さばき行為の基本事項を規定していますが、本ルールはその具体的な方策を示す一つのツールですので、今後は商店街協定と連携・協力しながら運用を図っていきます。

なお、現時点では、罰則規定や法的な位置づけはなく、ルールの遵守や実効性の担保においては地域の関係者の理解と協元に頼るものとなります。関係者相互の連携・協力により積極的な広報・周知等を図りながら、荷さばき対策を進めていくことが非常に重要です。



## 荷さばき行為について

### 【荷さばき行為とは】

荷さばき行為とは、商店や自宅等への商品の配達や受け取り、オフィス等への配達や商品の発送のための荷物の積み卸し作業のことであり、**貨物車や乗用車の車両の種類を問わず、荷物の運搬、積み替え・積み卸し、検品、伝票整理等、「荷物の運搬に係る全ての活動・行為の総称」**です。

### 【道路交通法での位置づけ】

道路交通法では、道路の危険を防止し交通の安全と円滑を図るため、駐車禁止や停車禁止などの交通規制を定めていますが、この中で**駐車の定義を次のように定めています。**

#### 【道路交通法（第二条 十八）】

駐車 「車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（**貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内**のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。」

このように、荷さばきのうち、5分以内の荷物の積卸しだけであれば「駐車」の扱いとなりますが、検品や伝票起し等の荷さばき行為は含まれておりません。ゆえに、道路上で積卸し以外の荷さばき行為を行うことは法律上認められません。

しかし、この道路交通法の規定について、荷さばき行為全てが「駐車」の扱いになると誤認し、荷物の積卸し以外の行為が長時間に渡って無秩序に行われているのが現状です。

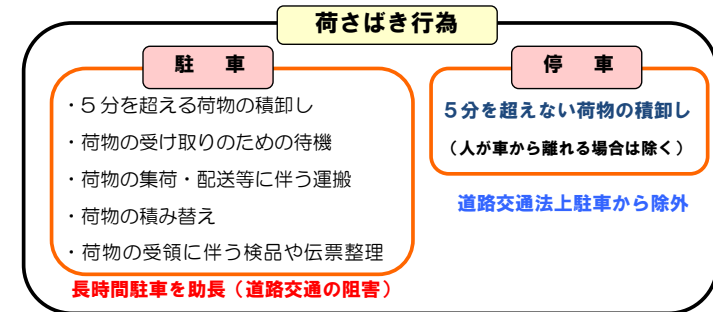


図2 荷さばき行為と駐車、停車の区別

### 【実情を踏まえたルールの運用】

貨物の運搬は商業活動に不可欠であり、まちの賑わいや魅力の向上に寄与するものです。が、道路上での無秩序な荷さばき行為は、まちの回遊性や賑わいを阻害し、周辺道路交通に大きな影響を与えることから、秩序ある荷さばきを行っていくことが重要となります。

本ルールでは、道路交通法の遵守を大原則としつつも、地区の実情を勘案しながら荷さばき行為のあり方を示しています。（道路交通法の規定を緩和するものではありません。）

2. 荷さばきルールと解説

川崎駅周辺地区において誰もが楽しく安心して安全に歩ける街を目指し、無秩序な荷さばきを抑制するために、荷さばき活動に関する**5つの『荷さばきルール』**を作成しました。

5つの荷さばきルールの概要は、以下のとおりです。

ルール	主旨・概要
<b>ルール1</b> 荷さばき場所の制限について	➢無秩序な荷さばき駐車を抑制するために、道路交通法に準拠し、当該地区内において特に問題の大きい箇所を、路上荷さばき禁止場所とします。
<b>ルール2</b> 荷さばき所要時間について	➢当該地区における貨物車等の道路上の長時間駐車を禁止するために、荷さばき時間の短縮に関する方策を示しています。
<b>ルール3</b> 共同荷さばき施設の利用について	➢短時間の荷さばき駐車をシェアするために設置した共同荷さばき施設（既設の2箇所）の場所や利用ルールを紹介しています。
<b>ルール4</b> 指定の民間駐車場の利用について	➢長時間の荷さばき駐車に対応し、地区全体の荷さばき車両の受け皿の一つとして、民間駐車場事業者等の協力のもと、路外に荷さばき駐車を確保・誘導していきます。また、それら駐車場を利用する際に必要な「民間駐車場利用ルール」を設けます。
<b>ルール5</b> 荷さばき時間帯について	➢当該地区内の歩行者や自転車等との錯綜を避け、安全かつ効率よく荷さばき活動が行えるようにするため、荷さばきを抑制する時間帯を明確にします。

前頁で整理した荷さばき行為の定義からすると、「5分を超えない荷物の積卸し」以外の荷さばき行為は道路上ではなく道路外で行うことになります。

ルール1 荷さばき場所の制限について

ポイント 危険な場所での荷さばきをやめましょう。

ルール

① 原則路外で荷さばきを！

安全・安心な歩行者空間や円滑な交通流動を確保するために、安全に荷さばきができる「荷さばき施設や路外駐車場等の適切な場所」で行いましょう。

② 危険な場所は絶対に避けて！

交差点の内部やその直近（直前・直後）、横断歩道内、バス停付近等の危険な場所、並びにバスの運行に支障をきたす場所等、**交通に影響を及ぼす場所での荷さばき行為や荷さばき駐停車等は絶対に行わないように**しましょう。

【解説】

安全に荷さばきができる荷さばき施設や路外駐車場等の適切な場所として、現時点（平成26年2月末日現在）では、平成23年度に整備された『共同荷さばき施設（**ルール4 図5**）』、または本ルールに賛同している『民間駐車場事業者の路外駐車場（**ルール5 図6**）』があります。

「市役所通り」と「新川通り」の2つの主要幹線道路においては、川崎駅周辺の交通処理工上、特に影響が大きいため、交通規制を遵守してください。

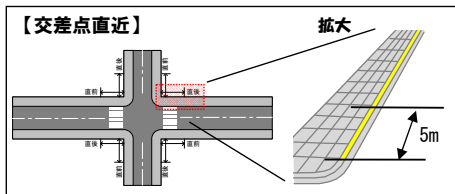
また、バスの運行や通過交通に特に影響を与える場所として、「**交差点内や交差点直近**」、「**横断歩道内**」及び「**バス停付近等**」（**図3**）での荷さばき駐停車は禁止とします。（いずれも**道路交通法で禁止されている場所**です）

なお、上記の路外駐車場等においては、2tを超える車両は利用できないため、2t超の車両については、将来的に交通規制等と連動した荷さばき車両のための駐停車場の確保等を協議・調整していくことを想定していますが、現時点では道路交通法を遵守した場所に停めてください。

## 2. 荷さばきルールと解説

### 【荷さばき駐停車を禁止する場所】

① 交差点直近（直前・直後）  
特に荷さばき駐停車を禁止する『交差点直近』とは、道路交通法の範囲内となる**交差点内及び交差点の側端（直前・直後）から5m**とします。



② 横断歩道内  
『横断歩道内』とは、白線などにより歩行者が横断する場所と示されている部分です。

③ バス停付近  
特に荷さばき駐停車を禁止する『バス停付近』とは、道路交通法に準じ、**バス停留所を表示する表示柱・表示板から10m**としていますが、その範囲を超え、バスの停留所を道路上に表示・切りかき等で区分している部分全てとします。

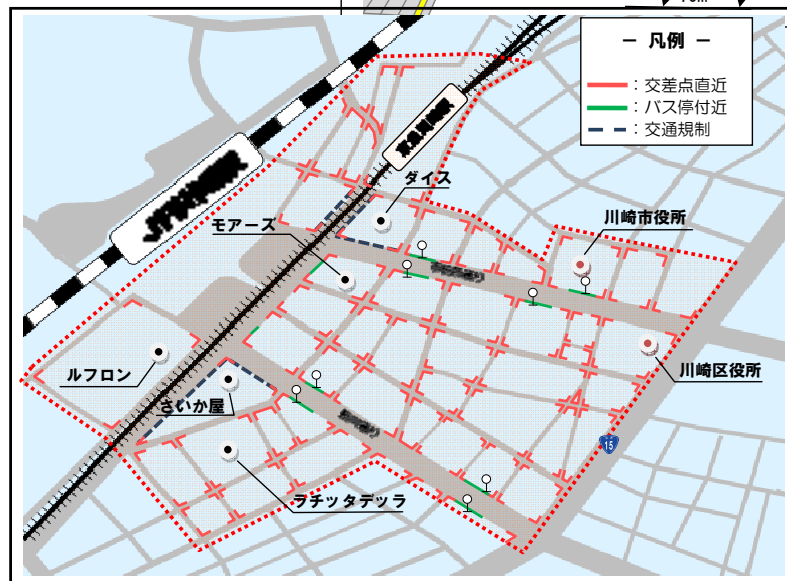
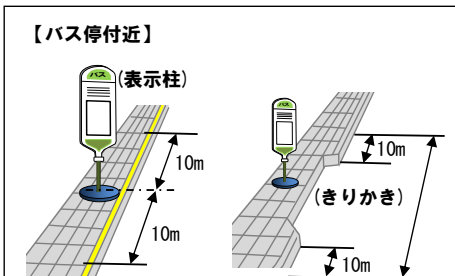


図3 荷さばき駐停車の重点禁止場所

## 2. 荷さばきルールと解説

### ルール2 荷さばき所要時間について

#### ポイント 荷さばき時間の短縮に努めましょう。

##### ルール

#### ① 荷さばき以外の作業を行わない！

荷受人(商業者)は、荷さばきが効率よく短時間で終了するように努めるとともに、長時間の駐停車に繋がる商品の陳列等の**荷さばき以外の作業を配送者に行わせないように**しましょう。

#### ② 最低限の荷さばき行為にとどめる！

配送者(運送事業者)は、長時間の荷さばき行為につながるため、道路上に**荷さばき車両を駐停車しながらの検品や荷物の積み替え等はやめ**ましょう。

##### 【解説】

道路交通法の「駐車」の定義では、道路上で荷物の積卸しを行う場合、5分以内は「停車」ですが、5分超は「駐車」となります。加えて、**5分以内であっても、検品や伝票起こし等の荷さばき行為は「駐車」の理由として含まれておらず、「駐車」となります。**(道路交通法による定義はP4参照)

一方、平成23年1月に実施した利用実態調査では、荷さばき活動に5分~20分の時間を要する車両が大半を占めています。

このことから、5分以内の積卸しを除く荷さばき行為は、路外駐車場等の適切な場所で行うことを原則としつつ、所要時間の短縮に向けた取り組みが必要です。

そのためには、荷受人は商品の受領に協力し、配送者に商品の陳列等の荷さばき以外の作業を行わせないことに加え、貨物車等受け入れ駐車場や共同荷さばき施設の場所を配送者に伝えるとともに、それらの利用促進に努めて下さい。

なお、上記については、**貨物車に加え、乗用車やライトバン等のその他の車両における荷さばき行為についても、駐停車の扱いは同様**となります。

## 2. 荷さばきルールと解説

### ルール3 共同荷さばき施設の利用について

#### ポイント 共同荷さばき施設を有効活用しましょう。

##### ルール

#### ① 共同荷さばき施設を最大限活用！

川崎駅周辺に2箇所整備されている**共同荷さばき施設を最大限活用しましょう。**

#### ② 「利用ルール」を守って稼働率向上！

共同荷さばき施設には、利用ルールが定められていますので、利用の際には交通規制や利用ルール等を遵守し、多くの荷さばき車両が利用できるように心がけましょう。

##### 【解説】

荷さばきができる適切な場所の一つとして、**川崎駅周辺には2箇所の共同荷さばき施設（図4）があります。**共同荷さばき施設には、安全に管理・運用していくことや限られた施設を有効に活用するため、利用可能時間や利用方法等について「利用ルール」が定められています。特に、下図②の道路上の施設については、バス停留所と共同で運用していますので、限られた施設を安全かつ効率よく利用するため、ルールを遵守してください。

##### 【将来的な展望】

当該地区内全域で安全かつ効率的な荷さばきが行えるよう、関係者が共同で管理・運営する**共同荷さばき施設整備等の計画的な配置**に関して検討していく予定です。

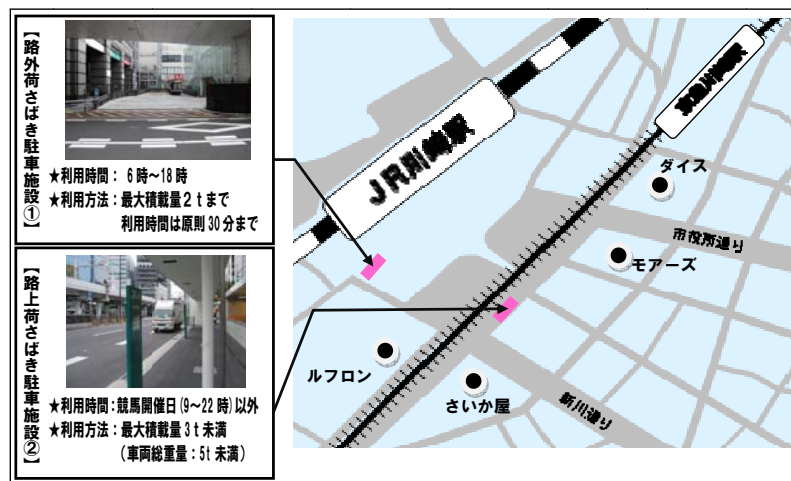


図4 共同荷さばき施設マップ

## 2. 荷さばきルールと解説

### ルール4 指定の民間駐車場の利用について

#### ポイント 路外の時間貸し駐車場(民間駐車場)を有効活用しましょう。

##### ルール

#### ① 時間貸し駐車場を積極活用！

川崎駅周辺には、本ルールや川崎市の荷さばき対策に賛同を得ている民間駐車場が複数ありますので、**安全に荷さばきができる適切な場所として、それら民間駐車場を最大限活用しましょう。**

利用の際には、以下に注意してご利用ください。

- ア 駐車場を利用できる貨物車は、原則2t車以下でかつ各駐車場の駐車場管理規程を遵守すること。
- イ 貨物車の利用料金は、各駐車場に定められた料金とする。
- ウ 貨物車が利用する際は、決められた区画内に駐車し、他の区画や通路を利用して荷物の積み下ろしを行わないこと。
- エ 専用の荷さばき駐車スペースを利用する際は、連絡先等を記載した登録証を見やすい場所に掲出すること。
- オ 荷物の積み下ろしや横持ち作業の際は、歩行者や通行車両の妨げにならないように注意すること。
- カ 駐車場内ではアイドリングストップに努めること。
- キ 荷さばきの際に生じたごみ等は、責任を持って持ち帰ること。
- ク 場内でトラブルが生じた場合は、利用者が責任をもって処理すること。

##### 【解説】

長時間の荷さばき駐車や荷さばきができる適切な場所の一つとして、**当該地区には複数の民間駐車場があります。**

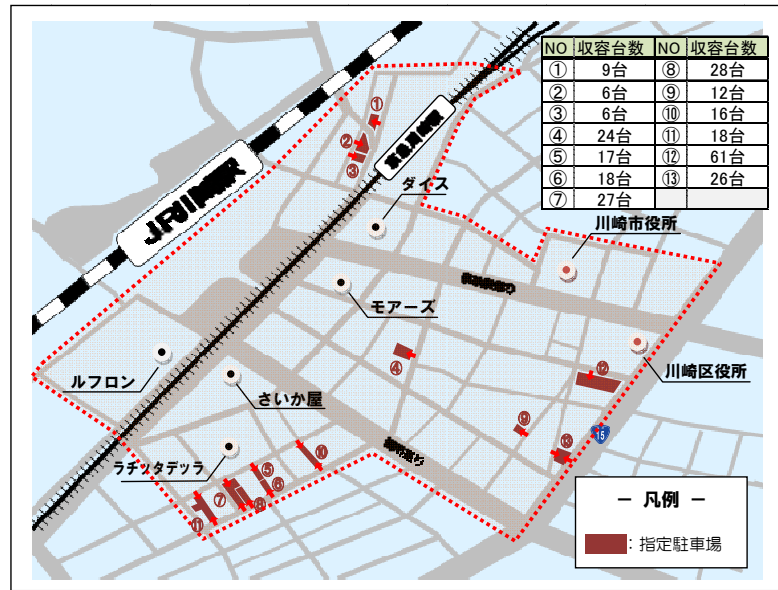
本ルールに賛同し、荷さばき車両（特に貨物車）を積極的に受け入れる民間駐車場（図5）を最大限活用してください。設置可能な駐車場には、入口等に目印となる「看板（図6）」を設置します。

なお、民間駐車場での荷さばきは、一般の乗用車との共同利用となることから、互いに安全に利用するために、各駐車場の管理規程以外にも、荷さばき車両の運転者は最低限の利用の仕方（図7）やマナー等の共通ルールを遵守していくことが重要です。

##### 【将来的な展望】

将来的な展望として、新たに駐車場が整備される場合には、駐車場事業者等の協力を得ながら、より大きな貨物車を受け入れられるように協議・調整していく予定です。

## 2. 荷さばきルールと解説



※駐車場の詳細は、右記のHP（<http://www.city.kawasaki.jp/>）を参照。  
 ※本ルールへの賛同を頂いた平面駐車場のみ位置等を記載（平成26年2月末日現在）。  
 ※利用にあたっては各駐車場の利用規約をご確認ください。

図5 路外駐車場（時間貸し民間駐車場）マップ



図6 看板等（ロゴマーク）

※設置に協力いただける駐車場は、マークで周知します。

### 【他の人に迷惑のかからない駐車方法】

#### ★前進入庫（推奨）

・後ろの扉を開けるための後方駐車はやめましょう



#### ★はみ出し駐車

・貨物車は乗用車に比べて大きいため、はみ出し駐車には注意しましょう



#### ★アイドリングストップ

・駐車中のアイドリングは迷惑なのでやめましょう



図7 駐車の方法（例）

## 2. 荷さばきルールと解説

### ルール5 荷さばき時間帯について

#### ポイント 荷さばきと歩行者・自動車の錯綜を避けましょう。

#### ルール

##### ① 交通規制の時間帯を遵守！

貨物運送事業者は、商品の運搬等と歩行者や車両との交錯を最低限に抑え、安全かつ円滑な荷さばきを実現するために、**交通規制時間帯の荷さばき禁止を遵守しましょう。**

##### ② 人通りの多い時間帯を避けて！

事業者は、歩行者等との交錯が多くなる通勤通学時間帯や買い物客で賑わう時間帯においては、**受取側が商品の受領時刻の調整などを最大限行いましょう。**

#### 【解説】

歩行者が多い時間帯とは、川崎駅周辺の通勤・通学時間帯である午前7時台から8時台前半、及び商店街等の開店時刻である10時以降から夕方までを指します。これらの時間帯においては荷さばきを最大限抑制するように荷受人・貨物運送事業者（配送者）ともに配慮してください。荷受人は商品の受領時刻を仕入先と調整するなど、荷さばきを行う際には、安全で効率の良い荷さばきを実施するよう努めてください。

また、現在、各商店街で車両の通行できる時間帯は交通規制（図8）で決められています。これらの時間帯は、通行はもとより、荷さばきのための駐停車も禁止ですので、道路交通法の交通規制を遵守し、当該地区への搬入・搬出の際は、周辺の適切な場所（建物付帯駐車施設、共同荷さばき施設、指定の民間駐車場等）に駐車し、台車等で搬送先まで運搬してください。

#### 【将来的な展望】

商店街等の協力のもとに、地域（各商店）として荷受け時刻等をコントロールし、地域の商業活動や実情に応じた荷さばきを推奨すべき時間帯を今後検討していく予定です。

## 2. 荷さばきルールと解説



図8 通行禁止時間帯（交通規制図）マップ

## 3. 優良事業者の表彰等について

### 3. 優良事業者の表彰、ルールの広報等について

#### 【表彰制度】

○荷さばきルールの遵守など、地域で取り組む荷さばき対策に積極的に協力した優良な事業者等に対しては、川崎市のホームページ等で公表するなど、表彰等の取り組みを行います。

#### 【広報・周知】

○本ルールの周知徹底を図るために、広報活動等の一環として、関係者の協力のもと荷さばきパトロールを行います。

○荷受人は、取引先の貨物運送事業者や仕入先に対し、本ルールを積極的に周知しましょう。

○貨物運送事業者等は、本ルールの遵守の徹底等について配送者に教育・指導を行っていきましょう。

#### 【解説】

本ルールは、現時点では拘束力がなく、ルールの違反者への厳格な取り締まりや罰則規定は設けておりません。あくまでも地域で自主的に守るべき最低限の荷さばきルールを定めたものであり、関係者の相互理解と協力に基づき推進していきます。

本ルールを浸透させ、まちの賑わいや回遊性の向上を実現していくため、奨励賞の授与、市ホームページ等での優良企業掲出等の表彰について、「川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会」を中心に検討、実施し、荷さばき関係者の動機付けや意識啓発を図っていくものとします。

また、関係者が協力して広報活動を行い、事業者や来街者にアピールするとともに、荷さばきルールの浸透・啓発を目的として、商業者、運送事業者、行政等の連携によるパトロール活動を行います。

パトロールについては、強化週間等における集中パトロールや、定期的な見回り、放置自転車対策等のその他のまちづくり対策や啓発活動と連携したパトロール等、多様な取り組み方法等を検討・調整し、継続的に実施するものとします。具体的な表彰の仕組みやパトロールの手法等については、関係機関等と協議・調整の上決定します。

なお、本ルールは、神奈川県トラック協会等を通じて貨物運送事業者へ配布するとともに、商店街や大規模小売店舗、チェーン店等の当該地区内の店舗等に配布しています。また、川崎市のホームページ（URL <http://www.city.kawasaki.jp/>参照）にも公表しています。

本ルールの実効性を高めるためには、貨物運送事業者（配送者）と直接取引している荷受人（各商店主等）の積極的な協力が欠かせません。荷受人が取引先事業者に対して、川崎駅周辺地区には本ルールが適用されていること、かつ本ルールを最大限尊重することを積極的に周知していくことにより、地域ルールとして浸透させていきます。



## 4. 附則、5. 付録

### 4. 附則

#### (運用開始日)

このルールは、平成26年4月1日より運用します。

#### (ルールの変更)

このルールは、地域の実情等に応じ、「川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会」での協議のもと適宜変更・改正いたします。

### 5. 付録

#### ●協議会構成団体

【学識経験者】 会長・副会長

【商業者】 川崎商工会議所 かわさきTMO事務局、  
川崎中央商店街連合会、川崎駅前商店街連合会  
(川崎銀柳街商業協同組合、川崎銀座商業協同組合、  
たちばな通商店街振興組合、川崎平和通商店街振興組合、  
チネチッタ通り商店街振興組合、川崎砂子会協同組合、  
川崎駅前大通り商業協同組合、川崎駅前仲見世通商店街振興組合)

【貨物運送事業者】 一般社団法人神奈川県トラック協会  
(佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社)

【駐車場事業者】 (京急サービス株式会社、株式会社チッタエンタテイメント、  
株式会社パートナー、パーク24株式会社、  
三井不動産販売株式会社リパーク事業本部)

【バス事業者】 一般社団法人神奈川県バス協会、川崎鶴見臨港バス株式会社、  
川崎市交通局（市営バス）

【行政等】 神奈川県警察本部、神奈川県川崎警察署、川崎商工会議所、川崎市

※（ ）内は、作業部会の検討メンバー

#### ■ 問い合わせ

問い合わせ 川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会(事務局：川崎市まちづくり局交通政策室内)  
電話：044-200-2032 FAX：044-200-3967  
E-mail：50kousei@city.kawasaki.jp